自己負担割合の判定フローチャート

東京都後期高齢者医療広域連合

自己負担割合は、「3割負担に該当するか」を判定した後に、
「1割負担または2割負担のどちらになるか」を判定します。

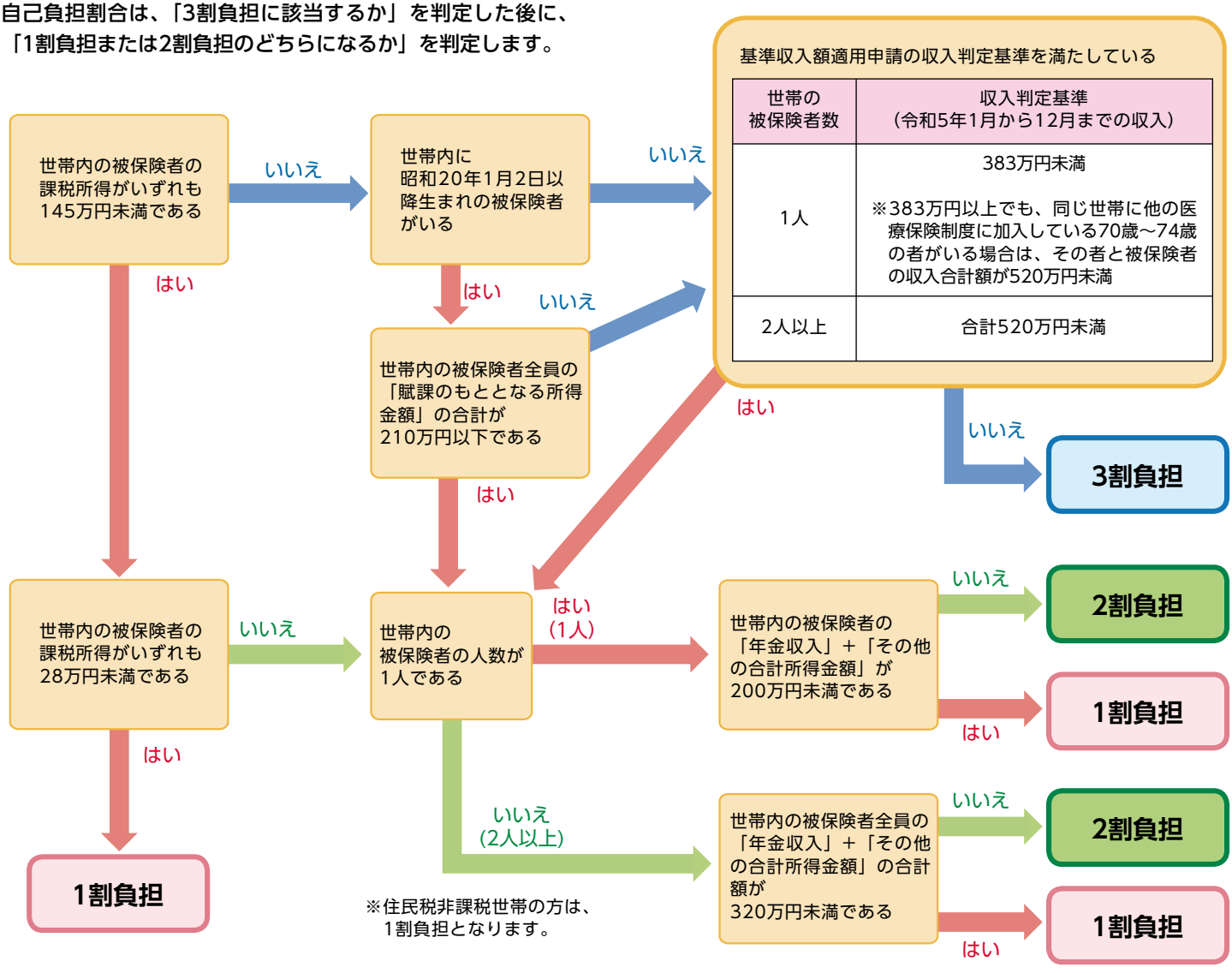

世帯の被保険者数	収入判定基準（令和5年1月から12月までの収入）
1人	383万円未満 ※383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している70歳～74歳の者がいる場合は、その者と被保険者の収入合計額が520万円未満
2人以上	合計520万円未満

※住民税非課税世帯の方は、
1割負担となります。